

監査の結果に関する公表（臨時監査）

監査委員公表第 679 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年11月30日

大分県監査委員	長	谷	尾	雅	通
大分県監査委員	長		野	恭	子
大分県監査委員	井		上	明	夫
大分県監査委員	藤		田	正	道

第1 監査の概要

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和3年4月13日から8月31日までの期間において実施した。監査対象機関数の内訳は、次表のとおりである。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	9
教育庁及び教育機関	12
警察本部	3
合計	24

3 監査の主眼

旅費、その他需用費等の事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した24機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり1機関において、1件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの

- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

なし

2 注意事項

監査対象機関	監査結果
(知事部局)	
豊肥保健所	薬用冷蔵ショーケース搬入に伴う近接する2つの部屋の入口ドアの修繕について、当初想定のみ1部屋のみの修繕から2部屋同時修繕が必要となった段階で、競争性を担保した一括発注が可能であったにもかかわらず、部屋ごとに同一業者との1者随意契約をしていた事例が認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監査実施日
(知事部局)	
豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所	令和3年4月21日
中部保健所由布保健部	令和3年4月14日
豊肥保健所	令和3年4月13日
二豊学園	令和3年4月15日
動物愛護センター	令和3年8月19日
日田高等技術専門校	令和3年4月16日
農林水産研究指導センター畜産研究部	令和3年4月22日
玖珠家畜保健衛生所	令和3年4月20日
玉来ダム建設事務所	令和3年4月15日
(教育庁及び教育機関)	
竹田教育事務所	令和3年4月14日
くじゅうアグリ創生塾	令和3年4月27日
埋蔵文化財センター	令和3年6月16日
日出総合高等学校	令和3年8月19日
芸術緑丘高等学校	令和3年4月22日
由布高等学校	令和3年6月8日
三重総合高等学校	令和3年8月18日
竹田高等学校	令和3年4月28日
玖珠美山高等学校	令和3年4月22日
安心院高等学校	令和3年4月21日
豊学校	令和3年6月16日
日出支援学校	令和3年4月20日
(警察本部)	
警察学校	令和3年5月21日
大分東警察署	令和3年5月20日
竹田警察署	令和3年4月27日